

大崎町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの自己処理を促し、ごみの減量化、資源化を推進することや地区自治会に対し、ごみの集積所におけるごみの飛散防止やごみ収集時の効率化を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助することについて、大崎町補助金等交付規則（昭和56年大崎町規則第10号）に定めるもののほか、交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理機」及び「ごみステーション」とは下記のとおりとする。

- (1) 「生ごみ処理機」とは、家庭から日常的に生じる食べ残し及び調理くず等の食品廃棄物を電力等による加熱乾燥及び微生物の働き等により減量化、資源化させる機器等（ディスポーザー及び環境衛生上支障を来すものを除く。）をいう。
- (2) 「ごみステーション」とは自治会が管理するごみ集積所であって、ごみ収集車がごみを収集するまで一時的に保管をする容器をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般家庭で使用するために市販の処理機を購入した者で、町内に住所を有しかつ居住している者
- (2) ごみステーションを管理する大崎町内の自治会組織

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、家庭用生ごみ処理機の購入に要する費用（本体価格をいう。）とし、本体価格4万円以上（消費税額、中古品、工事費、配達料その他処理機本体以外のものに係る金額を除く）のものとし、大崎町内の販売店で購入したものとする。

- 2 補助金の交付対象となる家庭用生ごみ処理機の台数は、1世帯当たり2台までとする。ただし、家庭用生ごみ処理機購入後5年を経過しての買換えは、この限りでない。
- 3 ごみステーションの保管庫等に関しては、鋼製ごみ籠1基当たり20,000円以上（消費税別）、木製ごみ籠1基当たり10,000円以上（消費税別）、紙類保管庫1基当たり40,000円以上（消費税別）のものとする。

(補助金の額)

第5条 家庭用生ごみ処理機については、1台につき本体価格の2分の1とし、限度額は、1台当たり2万円とする。

2 ごみステーションについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 鋼製ごみ籠については、1基当り 20,000 円以上(消費税別)の場合 10,000 円/基補助する。
- (2) 木製ごみ籠については、1基当り 10,000 円以上(消費税別)の場合 5,000 円/基補助する。
- (3) 紙類保管庫については、1基当り 40,000 円以上(消費税別)の場合 20,000 円/基補助する。

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、大崎町長に提出しなければならない。

- (1) 購入後の領収書又は保証書の原本
- (2) 自治会の保管庫等に関しては、設置後のごみステーション写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請に基づき補助金を交付すると決定した者に対しては、生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書(第2号様式)により、交付しないと決定した者に対しては、生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、それぞれ通知する。

(支払)

第8条 町長は、前条第1項に規定する申請書兼請求書を受理したときは、請求日から起算して30日以内に申請者に当該補助金を支払うものとする。

(責務)

第9条 交付決定者は、生ごみ処理機等を適正に維持管理するとともに、町長から使用状況等についてのアンケート、電話調査等を受けた場合はこれに応じるものとする。

(返還)

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な行為により交付を受けたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(調査)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、ごみの減量を推進できるよう、生ごみ処理機等の設置状況及び使用状況を調査し、助言することができる。

(その他)

第12条 この要綱の定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する